

令和5年5月9日

保護者様 及び 関係各位

宝達志水町立宝達小学校  
校長 村田 浩彦  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症5類移行後の対策について（お願い）

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されました。これに伴い、学校及び家庭における感染症対策は下記のとおりになりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

- ・毎朝の体温測定及びマチコミへの入力には任意としますが、登校前のお子様の健康状態を把握の上、登校させてください。登校する場合でも、気になる点がありましたら、マチコミの「欠席連絡機能」または「連絡帳」でお知らせください。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養する等、無理に登校しないことを推奨いたします。
- ・手指衛生や咳エチケット、適切な換気、「三つの密」の回避、他人との距離の確保等、基本的感染対策は、ご家庭でも適切に対応願います。

◎登下校時及び学校生活時のマスクの着用については、アレルギー症状や風邪症状等による体調不良がある場合等を除き、「原則不要」です。

#### <新型コロナウイルス感染症に感染した場合>

- ・「出席停止」となり、その期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
  - ※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」は、発症した日や症状が軽快した日の翌日が起算日となります。
  - ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
  - ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。
- ・「濃厚接触者」としての取扱いは行いませんが、不安がある場合は登校を控えていただいても結構です。ただし、「出席停止」ではなく「欠席」となります。

☆今後、校内等において感染拡大が生じた場合に、変更前のような感染症対策を再度お願いする場合があります。その際は、ご理解ご協力をお願いいたします。